

処分年月日	2024年10月8日
処分内容	登録取消処分
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	第一プレミア証券株式会社
法令等違反行為の概要	<p><b>【外務員登録時点において登録拒否要件に該当していたことが外務員登録後に判明】</b></p> <p>当該協会の元外務員甲は、金融商品仲介業者であるX社において、役員と同等以上の支配力を有する者であったところ、X社が金融商品仲介業の登録を取り消されたことにより、甲は、外務員の欠格事項（当該金融商品仲介業の登録取消の日前30日以内に当該法人の役員と同等以上の支配力を有する者でその取消の日から5年を経過しない者）に該当することとなった。</p> <p>それにもかかわらず、甲は、令和6年4月に当該協会員で外務員登録を受けるに際し、当該事実を告げず、また、欠格事項に該当しない旨の虚偽の誓約を行い、外務員登録を受けていたことが判明した。</p>
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	—